巻頭コラム

法改正への対応と有期契約社員の活用上の課題

中央大学大学院戦略経営研究科 (ビジネススクール) 教授 佐藤博樹

企業経営において、有期 契約社員の人材活用のあり 方の再検討が緊急の人事管 理上の課題となっている。 人材活用の再検討が求めら れている背景には、若年労 働力の減少という労働力供 給構造の変化に加えて、法 制度におけるルール変更へ の対応の必要性がある。 ルール変更として、いわゆ る無期転換ルールが導入さ れた改正労働契約法に加え て、2015年4月に施行さ れる改正パート労働法や 2016年10月から実施さ れる短時間労働者への厚生 年金・健康保険の適用拡大 (週20時間以上)をあげ ることができる。改正労働 契約法への対応は、有期契 約社員を労働契約の更新を 繰り返しながら継続的に活 用している企業で課題とな り、後者の2つへの対応は、 短時間労働者を活用してい る企業で課題となる。

企業の人事管理の視点からすると、改正パート労働 法への対応では、短時間労働者だけでなく、フルタイム勤務の有期契約社員を引している場合には、フルタイム勤務の有期契約社員を含めた対応が必要となっ。たとえば、改正パートタイム労働者からの相談に応じ、適切に対応するた めに必要な体制を整備する ことが求められるが、同じ 職場で短時間労働者とフル タイム勤務の有期契約社員 の両者を活用している場合 では、設置した相談窓口の 利用を短期間勤務労働者の みに限定することは、フル タイム勤務の有期契約社員 の活用にマイナスの影響を 及ぼす可能性が高いことに よる。改正前のパート労働 法においても同様の課題が 存在していた。つまり、短 時間労働者だけでなく、フ ルタイム勤務の有期契約社 員を活用している企業では、 パート労働法への対応に関 して、法律上の義務でなく とも、フルタイム勤務の有 期契約社員へも適用するこ とが人事管理上は必要とな ることが少なくない。たと えば、通常の労働者(いわ ゆる正社員)と短時間労働 者の均衡処遇の考え方など は、フルタイム勤務の有期 契約社員の処遇の設計にも 適用することが望ましい。 短時間勤務とフルタイム勤 務の有期契約社員を一体と して活用している企業が少 なくなく、またそうした企 業ではフルタイム勤務の有 期契約社員が短時間労働者 のキャリアの一つになって いることなどもある。

法改正への対応は、有期契約社員の活用の見直しの

みで解決できるものではな い。雇用期間に定めのない、 いわゆる正社員を含めた企 業の人材活用全体の見直し を必要とする。さらには、 ビジネスモデルの見直しが 必要とされる場合もある。 改正労働契約法の無期転換 ルールへの対応では、有期 契約社員を継続的に活用し ていた企業で、たとえば有 期契約社員の活用を勤続5 年までに限定するとしてい た場合には、勤続5年以上 の有期契約計員が担当して いた業務を正社員が担当す るのか、あるいはビジネス モデルを変更して勤続5年 までの有期契約社員のみで 担当できるように業務の見 直しを行うことなどが必要 となろう。あるいは勤続5 年を超える有期契約社員を 無期雇用に転換する場合に は、現状の正社員に転換す る場合でも、あるいはそれ 以外の新しい類型の正社員 を導入してそれに転換する 場合でも、正社員全体の人 材活用の見直しを必要とし よう。

厚生年金の適用拡大への対応に関しては、適用を回避するために20時間未満での活用を拡大する考えの企業もあるが、短時間労働者の活用では、社会保険料の負担増という視点だけでなく、雇用管理コスト全体



を考慮して対応することが 求められる。短時間労働者 の労働時間を短くすること は、活用する短時間労働者 の人数が増加することを意 味し、そのことは採用コス ト、教育訓練コスト、シフ ト管理コスト、ロッカーな どの設備コストなどの雇用 管理コスト全体を増加させ、 さらには短時間労働者を管 理している正社員の負荷を 高めることにもなる。つま り、単に社会保険料負担だ けでなく、潜在化している 雇用管理コストを含めて有 期契約社員の活用の検討が 求められる。たとえば、労 働時間を長くして、活用す る有期契約社員の数を削減 する方が、労働供給の制約 下では、合理的な選択とな る可能性も高い。

以上のように、今回の法 対応を、有期契約社員だけ でなく、正社員を含めて、 企業の人材活用全体を見直 す好機とすべきと考える。